

《市民税所得割額の確認方法》

令和7年度後期（9月から3月分）は、令和7年度の市民税所得割額（令和6年1月1日から令和6年12月31日の収入分）を基準に確認します。確認方法は次のとおりです。

○市民税特別徴収者（主に給与所得者の方）

令和7年6月頃に勤務先から受け取った令和7年度の「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書」をご覧ください。

○市町村民税を納付書又は口座振替で納めている方（事業を営んでいる方など）

令和7年6月頃に市から郵送された令和7年度の「市民税・県民税・森林環境税納税通知書」をご覧ください。

○上記以外の方法として、令和7年1月1日時点で住民登録があった市区町村で令和7年度の「市区町村民税課税（非課税）証明書」を取得（有料）し、確認いただくこともできます。

◇給与から市民税が差し引かれている方の確認方法（会社員・公務員など）

「市民税所得割額⑥」＋「摘要欄の税額控除額（住宅借入金等特別控除額など）の市民税額」

「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」の「市民税額 所得割額⑥」と、摘要欄に「住宅借入金等特別税額控除額」など税額控除額の市民税額に記載がある場合は、その合計額で算定します。

令和7年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）		市民税	
所得	給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与以外の所得区分 総所得金額①	税額控除前所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥
所得控除	雑損医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	障・寡・勤配偶者 配偶者特別 扶養基礎 所得控除合計②	均等割額⑦ 税額控除額④ 所得割額⑥ 均等割額⑦ 特別徴収税額⑧ 控除不足額⑨ 既充当額⑩ 既納付額⑪ 差引額⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺
(摘要)		住宅借入金等特別税額控除額 市民税 円、 県民税 円	変更月 月

◇自分で市民税を納めている方の確認方法（自営業者など）

「税額控除額（調整控除額を除く）」＋「差引所得割額」

「市民税・県民税納税通知書（兼税額決定通知書）」の4ページ目の、「税額控除額（調整控除額を除く）」と「差引所得割額」の合計額で算定します。

納税者住所・氏名

▼この納税通知書を折り曲げたり汚したりしないでください。

通知書番号

令和 年度

整理番号

市民税・県民税・森林環境税納税通知書
(兼税額決定通知書)

あなたの税額を本書のとおり決定しましたので通知します。

納付場所

●横浜銀行	●三井住友銀行	●三菱東京UFJ銀行
●スルガ銀行	●みずほ銀行	●かながわ信用金庫
●湘南信用金庫	●中央労働金庫	●逗子市役所
●ゆうちょ銀行及び郵便局(神奈川県、東京都、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県内)		

*各本支店で取り扱っております。

年税額 ①＋②＋③	円
給与からの特別徴収税額 ①	円
公的年金からの(仮)特別徴収税額 ②	円
普通徴収税額 ③	円

市民税・県民税の各納期の納付額及び納期限などは2頁をご覧ください。 1

課税計算明細書 (単位：円)

区 分	課税標準額	市民税	県民税
所得 課税 割 額	総所得		
	山林・その他		
	短期譲渡		
	長期譲渡		
	株式等の譲渡		
	上場株式等の配当		
	先物取引		
	調整控除額	△	△
	配当控除額	△	△
	住宅借入金等特別税額控除額	△	△
寄附金税額控除額	△	△	
外国税額控除額・調整税額	△	△	
配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額	△	△	
差引所得割額			
均等割額			
合計			

年税額 ①＋②＋③	給与からの特別徴収税額 ①	公的年金からの(仮)特別徴収税額 ②	普通徴収税額 ③	所得割より控除することができなかった 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額
				還付額

4

◇課税（非課税）証明書で確認する方法

市民税所得割額＋税額控除額（市分控除額）

「市民税・県民税課税（非課税）証明書」の「市民税 所得割額」と「税額控除の内訳 市分控除額」の合計額（ただし、「調整控除」「調整額」は除く）で算定します。

※「その他税額控除等」は「配当控除」と「外国税額控除」の合計額

税証第 号

令和 年度（令和 年分） 市民税・県民税・森林環境税 課税証明書

賦課期日
現在住所

賦課期日
氏名

所得区分	所得金額（円）	所得区分	所得金額（円）	所得控除の内訳	控除額（円）	扶養控除	人数	本人該当
総所得金額	0	分離短期譲渡 （特別控除）	()	雑 損 医 療 費	0	配 偶 者 老 人 配 偶 者		特別障害 その他障害
(給与収入) 給与所得	()	分離長期譲渡 （特別控除）	()	社会保険料 小規模共済	0	特 定 (内同居) ()		特別寡婦
営 業 等		株式等の譲渡		生命保険料 地震保険料	0	扶 養 老 人 16歳未満 その他		寡婦・寡夫 勤労学生 未 成 年
農 業		分離上場株式等の配		障・寡・勤 配 偶 者	0	障 害 (内同居) ()		
不 動 産		先物取引		配 偶 者 特 別 扶 養 基 礎	0	そ の 他		
利 子		山 林		所得控除合計		税額控除の内訳	市分控除額(円)	県分控除額(円)
配 当		総 合 退 職		課 税 標 準 額		調整控除 ◀対象外	0	0
(公的年金収入) 雑	()	繰越損失額		総 合		住宅借入金 寄附金	0	0
譲渡・一時		純繰越損失		分 離 短 期	0	調整額 ◀対象外	0	0
		雑繰越損失		分 離 長 期	0	その他税額控除等 配当・譲渡割		
		株式繰越損失		株 式 ・ 分 離 配 当	0			
		先物繰越損失		先 物 取 引 等	0			
		居住用繰越損失						
合計所得金額	0	所得割額	0	所得割額	0	所得割額	0	0
総所得金額等	0	市民税 (円) 所得割減免額	0	県民税 (円) 所得割減免額	0	均等割額	0	年税額 (円)
		均等割額	0	均等割額	0	均等割減免額	0	0
		均等割減免額	0	均等割減免額	0			

表記のとおり相違ないことを証明します。
令和 年 月 日
神奈川県逗子市長

* この証明書は、所得証明書を兼ねています。

※令和7年度課税（非課税）証明書は令和7年1月1日時点で住民登録のあった自治体で発行できます。

◇海外で収入がある方の確認方法

海外で収入がある方は、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの海外収入と社会保険料等を証明する書類（W2等）をご提出いただき、収入を日本円に変換した上で仮の市民税額を算出します。証明書類は勤務先により異なりますので、職場でご確認ください。